

CH 1111

いう事情であります。これは整理される対象としての官公吏から訴願権を一應剝奪する、或いは公共企業体の苦情処理の権限を剝奪する、つまり労働者として本来的に認められた権限を一方において剝奪しながら、退職金を通常の場合に比較して六分の一少い額だけ支給するということが極めて不合理である、のみならず一般の企業におけるところの退職金と比較しても、非常に低い率なものであります。行政機構審議会の答申案の失業対策の第一項にも、退職金については一般企業との均衡を保つというのを要請しておるものであります。その点から申しまして、退職金は極めて不合理であるという事を……。

○委員長(河井彌八君) ちよつと委員諸君に申し上げますが、今議長から命令と言いますか、通知が来まして、本会議で何か不信任が何かにつきました。記名投票があるから、一時議場へ集まれという事が来ましてから、それまで休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午後一時十九分開会

○委員長(河井彌八君) これより引続いて内閣委員会を開会いたします。堀君の御発言中に休憩にいたしましたから、堀君に続いて御発言をお願いします。

○堀眞尋君 休憩前に財政上の負担の軽減に関する二、三の論点を申し上げたと思うのでありますが、それに引続いて向一、二申し上げまして私の討論を終ることにしますが、休憩前には確かに退職金の問題でお話を申し上げておつたと思いますが、退職金が従来の一般官吏職員に対する退職金と比較し

て、非常に今度は率が低く、それから一般民間企業との割合から見ても、その割合が取れていない、この点につきましては、行政機構刷新審議会の失業対策の第一の要綱にも見られる企業との均衡を保つということが要請されておるのであります。その点につきましても相反しておるものと認めなければならぬと思ふのであります。而も財政上の負担の實際額を申し上げますと、二、三年度において二百億、本年度は退職金その他の関係で七十億という事になっておるのであります。これを繰越金の中で見ますというので、パーセンテージは非常に低いわけであります。むしろ價格調整金といったような相当多額の費目が繰出の中に含まれておるのであります。この節約によつて歳出の軽減を図つた方が合理的ではないかという工合に私は考えるのであります。以上のような点から申しまして、財政上の負担の軽減には大して貢献するところがない、これが第二点であります。それから失業対策の問題であります。十七万の行政職員を整理する、而もこれに対する対策ができておるか申しますという事、これ又極めて不完全なものであり、到底失業対策と申すことができないと思ふのであります。御承知のように、予算の面におきましては、失業対策費として八億数千万円、外に失業保険費として二十億からの費目があるのがあります。僅か二十八、九億の金で以て果してこの失業者を救済することが出来るか。單に官公廳の職員が整理されるばかりでなく、官公廳の職員が整理されれば、一般企業もこれに倣つて企業整備で失業者を沢山出すと

いうことは当然予想されるのであります。現に労働大臣も言明されておりますように、相当多数の失業者が本年は出るだらう。併し労働大臣のお話によりますという、本年度が失業者の山であるというお話であります。本多國務大臣は、第二次、第三次の整理を予想しておられる。従つて官公廳職員についても、尙第二次、第三次の失業者が出て来るという事は必至と見なければならぬ。それから又一般企業におきまして、本年度が山だと申すことは誤まりでありまして、この点につきまして詳しく申し上げることはここでは省きます。私はすでに質疑の時にこの点について幾度か繰返しておるのであります。ともかく民間企業の整備に伴つて民間における失業者が相当多数出て来る。而も今年が山ではなくて、尙今後続々これが出て来る。こういうことを予想しなければならぬ。それから更に又失業者と申してよいかどうか、これは問題であります。が、中小企業が崩壊するということでありまして、これも詳しいことを申し上げますと時間をとりますから、極く簡単に申し上げますが、今日のような資本主義の段階におきましては、中小企業といふものは、もはやその存在の意味を失いつつあるという事を私は申し上げなければならぬと思ふ。つまり今日の段階において、中小企業が倒産するといふことは、これは避けられない事実だと思ふのであります。而も経済九原則、その他によつて一應の枠が嵌められるのでありますからして、ますます中小企業の倒産といふものが拍車をかけられて行く、その上に中小企業ばかりではなくて、九原則の枠の外に置れ

ている大企業ですら、やはり倒産の止むなきに至るものではないかという工合に考えられるのであります。現に職業安定局失業対策課において発表しております失業対策連報の五月十五日号を見ますと、電氣通信産業、それから石炭業、それから亜炭業、セメント業というような諸業種について、今後大企業においても相当の失業ばかりではなくて、企業そのものが倒産の憂き目乃至は相当の不況を予想しているものであります。こういう面からしても失業対策と睨み合して、十分に対策を講じなければならぬと思ふのであります。今度の定員法の中には、こういうような失業対策について極めて不十分であるという事を指摘しなければならぬのであります。以上の三つの点であります。即ち合理的な基礎がこの定員法にはないということ、而も人権を無視して多量の整理を行うということ、それから財政の負担についても極めて理論的な基礎を欠いていゝといふこと、それから失業対策についても不十分であるといふこと、こういうような観点から申しまして、私はこの行政機関職員定員法には反対を表明するものであります。

○三好純君 私は行政整理そのものに對して、特定の立場から絶対に反対する、こういうものではありません。日本の行政機構が主として統制経済との関係上、近年著しく膨大化したしまして、各行政機関相互間の関係も複雑化しているのでありまして、それに伴う人員の増加していることも争われない事実だと思ふのであります。従つて科学的の基礎の上に立つて、行政機構の合理化が行われ、必然的に無理なく人

員が縮小される結果になることは好ましいことだと考えられるのであります。併しながら人員整理に先行すべきものとして、先ず行政機構の合理的な改革が行われなければならないし、行政機構合理化の前提として、或いはこれと並行して、行政事務そのものの合理化が行われなければならないと思ふのであります。ところが今回の定員法に現われている行政整理は、政府の説明を聞いて見ましても、合理的な基礎の上に立つたものとは認められないのであります。行政事務の能率的な運営の前提をなす事務の合理化そのものが後廻しにされ、人員整理が先行するという逆の順序になつておることが、一應明らかとなつたと思はれるのであります。そこで部分的には事務の事情に基いて、一般会計三割、特別会計二割という原則的な整理率の、例外は認められておりますけれども、詳細に検討いたして見ますと、隨所に相當の無理を生じている部分があると思はれるのであります。例えば食糧事務所、営林署、中小企業廳、氣象台その他に予想される支障或いは國鉄の人員整理が、運輸上危険性を招来するなどが先ず考えられるのであります。又人員整理に伴う失業対策その他の措置が適切でない場合、國民經濟全般の立場からは、人員整理による表面的な経費の節減は、必ずしもそのままプラスにはならないと考えられるのであります。今回の整理は、この方面から見ましても不安なを得ないわけでありまして、而も今回の整理が人事院との連絡を欠いておつたことを考え併せまして、私はむしろ定員法は、これに伴う措置と併せて十分に練り直しまして、次期國會

に提案するのが妥當であると信ずるの

誰一人として我々に満足できるような

よりいたしまして、官吏を減らすこと

戦後におけるところの急激なる官吏の

十七分でありましたが、現在では約七

思ふに、退職金と比較し、一般官公吏職員に対する退職金と比較し、

員が整理されれば、一般企業もこれに倣つて企業整備で失業者を減出すると

けられて行く、その上に中小企業ばかりではなくて、九原則の枠の外に置れ

学的の基礎の上に立つて、行政機構の合理化が行われ、必然的に無理なく人

むしろ定員法は、これに伴う措置と併せて十分に練り直しまして、次期國會

に提案するのが妥當であると信ずるの
であります。併しながら、すでに討論
終結の段階に入りまして、私は遺憾
ながら原案に反対したものであり
ます。尙私は訂正条件付きでこの前
の委員会提出いたしました修正
案は、訂正条件付きでありましたけ
れども、委員会でも決まらなかつた
ので、これをもう一度改めて出すと
いうことも、技術的な問題の点もあ
るかと思ひますので、或いは本會議
は持つておきまして、或いは本會議
で提案したことになるかも知れませ
んので、そのことだけを一言附加え
て私の発言を終ります。

○カニエ邦彦 私は只今提案されま
した行政機関職員定員法案に對し
て、反対の意思を表明したいと思
ひます。

今回政府は、行政機関の簡素化を
図るといふ美しい名前の下に、この
機会こそ絶好のチャンスとして行政
整理を断行せんといたしておるの
でございますが、その目的としてお
ることは、一般會計三割減、特別
會計二割減、整理費約十七万を
目標としておるのでございますが、
この三割減の基礎におきましても、
當然この役所はどれだけの機
構の改革をなし、従つてどれだけの
人員を整理するかという科学的な合
理的な基礎の下に立つて作られた
ものでなければならぬといふに拘
わらず、政府は一体何の基礎でやつ
たか、我々にはちんぷんかんぷん
分らないのであります。我々はこ
こ数日來、口を酢つぱくする程い
ろ／＼なことを要求してゐるの
でございますが、これだけ沢山の
大臣が毎日出てゐても、何らの

誰一人として我々に満足できるよ
うな回答を得ておらないのであり
ます。強いて要求すると、各省大
臣は政府から押付けられたから止
むを得ずやつたのだ、首切りの總
元締であるところの本多務相に
聞けば、それ／＼の所管大臣から
それは説明申上げますと言ひ、
我々は今日まで頭を悩ましてお
る。要するに今回の整理の基礎と
いふものは、何らさうな意味にお
きまして科学的な根拠によつたも
のでなく、それ／＼と言つて仕事
の量からこれを決めたものでもな
い、全くの憤むべき天下り天引
行政整理でありまして、我々國
民生活を全面的に破綻に導くところ
の反動政策の一環として行われた
ものである。而も憲法に規定されて
おる基本的な人権を無視して、強
引に断行せられたところの暴力的
な首切りのための首切りでありま
して、我々はこのような行政整理
には断乎反対するものであります。

さて、然らば我が國の官吏の数は、
諸外國に比して非常に多いと言
われておるのであります。この実態
はどうでしょうか。これは時間も
ございませぬから省略いたしまし
て、とにかく総人口に對する我が
國の官吏が決して多くないとい
ふことは、これはもうしば／＼堀
君からも説明があつたと思ひま
すから、この点は省きまして、と
にかく我が國の官吏といふものは、
さう多いものでないといふこと
だけをここで申上げて置きたい
のであります。

次に、戦後我が國の官吏が急激に増
加したことは我々の認めるところ
ではあります。併し現在の我が國
の状況よりいたしまして、官吏を減らすこと
において我が國の再建が得る可
きものと私は考へておらないので
あります。現在の各官廳現場の実
情は、働く者が足りなくなつて、
或いは労働強化となり、胸部疾
患その他の病氣で倒れる者が増
加の一途を現在進んでおる状態
であります。又婦人の労働者に対
しては、十分な休業を興えること
になつておるに拘わらず、休暇を
とることもできず、而もこれらの
人々は予算の關係といふことで
オーヴァー・ワークに對するとい
ふこと、この資金も実は十分に
賸つていない。現狀でございま
す。我が國の官吏が終戦後増加
した原因は、官廳機構の強化、
官廳業務の増大、官廳業務の複
雑化、民主的の改革、或いは現
場の老朽等によるものでありま
して、官廳機構の強化は戦後にお
ける経済再編成の過程において、政
策的に進行されたもので、経済
安定本部、物價廳、経済調査
廳等は、そのために新設された
ものであります。その他の各省廳
共にも人員の増加、或いは機構
の拡充を招いたものであります。
たのであります。地方出先機關
の増加もこの理由によるものが
あつたと思ひます。又渉外事務
の複雑化は占領下におけるところ
の特殊事情に基づくものであり
まして、政府の政策次第によつ
てはその削減は可能と思われま
す。が、自主性と責任性を失な
つておるこの現政府の下では、
ますますこの渉外事務が増える
ばかりでありまして、戦後にお
いて民主的の改革が行われ、
一例として、各種の行政委員會
、或いは審議會、調査會等の設
置、並びに調査統計部門の拡充
、各種の社會保障制度に應ずる
ところの機構の強化新設等は、
すべてその現われでありまして、

戦後におけるところの急激なる官吏の
増加は、仕事の量ともかく飛躍的
に増加したことに原因しておる
のであります。ここに從來の定員
が二割乃至三割減せられるとい
はれます。大体どうなるかにつ
いて、二、三の現場について申
上げますが、先ず郵政、電信
關係の現場におきまして、事
業量が逐年増加するに反し
まして、従業員は必ずしもこれ
に追いついておりません。例
えば保險年金業務におきま
して、昭和九年に比して年金
契約数は四倍に達してゐるの
に對しまして、人員は僅かに三
倍に達せず、而も労働力の構
成は、労働の強化と待遇の劣
悪から非常に不安定であり、
熟練者は年々減少して來る現
狀でございまして、のみならず、
戦災施設の復興及び保全は極
めて不良で、例えば戦災の局
舎の復旧せるものは郵便局で
も半数、電信局で三分の一に
過ぎません。加入電話のとき
も四〇％が罹災し、これの三
九％が僅かに復旧したのみとい
う状態でございます。保金につ
いて一例を言ひますと郵便袋
、又使用量は戦前に比して六
五％に過ぎません。又電話故
障率におきまして、昭和十二
年の八・一％に比して、二十
三年度は二七・四％に達し、
事業施設が如何に荒廢してお
るかといふことを立証してお
るのでございます。かくして事
業量の絶對的増加、施設の能
率低下が従業員の上に労働強
化として蔽いかぶさつて來て
おり、このため通信事業にお
ける結核罹病率は他産業に比
して最も高率を示し、東京三
中央局では療養を要する者一
三％にも達してゐるのでござ
います。又會て昭和五年には
二十五都市平均の電報の所要
時間は僅かに五

十七分でありましたが、現在では約
七時間を要してゐる現狀でござ
います。従つて通信現場従業員
の労働條件を安定せしめ、人員
を増加する措置を講ずる以外に、
この荒廢した現場を救済する
ことは不可能と信ずるのでござ
います。然るに本予算削減のた
めに、十名に一名の割合で整
理されるならば、事業は完全に
麻痺し、恐るべき巨國への道
を辿るに過ぎないことは明ら
かでございます。更に國鉄にお
きまして言ひなれば、二十三年
度の予算定員、いわゆる六十二
万七千五百名を、五十六万七
千七百名に、約十二万七千名
を整理しようといふので、この
場合現業は平均一七％に止ま
るが、管理部門は実に五〇％
の整理といふことになるので
ございまして、又現業中最も重
要な部門である機關區、電車
區は更に三三％の減員となる
ことになつておられます。然る
に一方國鉄の従業員諸君は、
驚くべき年間の通じて八万
名の超過勤務を余儀なくされて
おるのでございます。而も十分
な超過勤務手当は未だに受取
つておらない実情でございま
す。然るにも拘わらず、十二
万七千名を整理せんといたして
おることは、五月十四日、我
が社會黨政調會主催の定員法
案説明會では、加賀山長官は
婉曲に、今回の首切り政策は失
敗であるといふことを事前に認
めておきまして、若しこれを強
行するごときこととなれば、
電車區においては送電業務に
重大な支障を來し、或いは通
過列車監視の削減、中間駅、
信号係の減員、巡察員の廃止、
外勤運輸係の廃止等を結果し、
今日すでに路線の荒廢はその極
に達し、國鉄の現狀を熟知
せるところのいわゆる専門家は、
安心して汽車に乗れないとい
ふことまでも

言つておる危険状態、更にこれに拍車をかけ、交通事故は更に増加することになるでございましょう。更に又小駅の廃止、駅裏口の閉鎖、出札窓口及び改札窓口の一部閉鎖、手荷物、小荷物取扱機関の制限等が行われる結果となりまして、国鉄サービスは著しく低下することとなるのでございします。又測候所、氣象台の減員の問題であります。現在六千四百名余の職員が、その三分の一の二千数百名を減らそうといふのでありますが、現在の数に於いてすらその所掌事項を遂行することが困難であるのに、三分の一の減員となれば、農業、漁業、海運業の発展のために科学的資料は殆んど提供不可能の状態となることは疑いなきところでございします。一端を述べましただけで、かかる状態でありまして、必要欠くべからざる民主主義の徹底に資すべき方面は遠慮なく整理いたし、その反面海上保安部とか、或いは法務部とかの警察関係の官吏は首切るところか、却つて人員を増加しなければならぬというのが今回の整理の真情でございします。政府の言ひ分によりますと、官吏が多過ぎると言つて、まるで怠慢な官吏が役所であつておるやうに聞えますが、現在におきましては四十八時間制と、そして六・三・ペースの鎖に繋がれておる、極度の労働強化になつておることは前にも申しした通りでございします。

られんのでございします。ただ現在の機構を總括的に二割、三割の圧縮を行なつただけであつて、却つてそれがために不自然な形をなしておるのでございします。行政機関の徹底的簡素化は、でき得る限り二重三重の行政事務を一体にして、そして窓口を一つに纏め、二重行政、判二行政の弊を排除すると共に、各省廳の共管事務を徹底的に整理統合しなければならぬのでございします。然るに依然として官僚の縄張り行政が行われておるのでございします。一例を申しますと、建設業務にいたしましても、何ら建設省に一貫されておらず、敗戦後におけるところの機構や、設備、優秀なる技術者を各省に分散しまして、港灣は運輸省、河川は建設省に、漁港は農林省に、電源開発工事は通産省に、その他限りなく、同じ土建業務がそれ／＼に分散されておる。これによる國家の損失は莫大なものと言えましよう。又我々労働者の保險行政にいたしましても、簡易生命保險は郵政省に、國民健康保險は厚生省に、健康保險、厚生年金保險、失業保險、労災保險、船員保險、農業保險、山林保險、漁船再保險等々が、それぞれ運輸省に、或いは労働省に、或いは農林省にばら／＼でありまして、官僚縄張り行政をやる政府は一向にお構ひございせんが、やられる方の労働者側、農民は全く迷惑千万な話でございします。又その他生産業務を担当する糸や織物を農林省がやつて見たり、又上屋、倉庫等の埠頭施設の管理の権限にいたしましても、大蔵省、運輸省等におきまして縄張りをやつて、貿易関係の爲替管理にしましても、大蔵省、通商産業省の間に権限の争ひがあり、

公共事業費の査定につきましても経済安定本部と大蔵省に重複する面があり、又観光行政にいたしましても、一部は運輸省でやり、一部は厚生省でやり、一部は建設省でやる。労働行政におきましても労働省がやつたり、海運局がやり、輸送機関の政策に当りましては、造船は運輸省がやり、自動車は通産省でやり、その他限らない矛盾が重複し、そしてこれを露呈されておるのでございします。かような意味からいたしましても、今回の行政機構改革は國家の利するところは蚊の涙程もございせん。

次に、今回の行政整理によつて、一体どれだけの國家財源が節約されるかと言ひますと、整理人員十七万一千三百人に対するところの一般會計、特別會計の本年度の予算節減額は、政府の言明によりますと、七十億である。本年度予算の一般會計、特別會計の支出に過ぎません。我が國の總支出から見ますと余りに僅少でございします。これを政府は緊急非常時突破の唯一の手段と言つておるのでございしますが、私がかような節約は我が國の經濟から見ましても、どこからでも搾り出せると確信を以て申上げたのでございします。例えば物價騰貴におきまして、物價調整補助金の本年度の歳出は二十二億二千三百円、同じく價格差益金の歳入は二十三年度決定額におきまして二百五十四億六千万円、これらの歳出、歳入の合計二千二百七十六億六千万円、これら取立或いは拂渡の業務に従事している者は僅か七百四十五人で、皆過重労働の結果、勢い歳入歳入の業務の疎漏を來している現状でございします。これに所

要人員の二百人を増加し、完全にこれを実施しようとしたならば、そのことによつて一割の節減をいたすなれば、このことだけでも二百二十七億四に相成り、今回の行政整理による節減額の三倍となるのでございします。かような点から見まして、政府は國民の基本的人權を奪い取りまして、そして國家公務員法に保障されているところの公務員の訴願権を剝奪し、十七万人の首を切り、その家族の生活権をも奪い取りまして塗炭の苦しみを追ひ込んで、敢てやらねばならぬやうなところの、これが國家再建の最大にして唯一の方針だと言つておるのでございします。かような点より見まして、政府は國民の基本的人權を奪い、國家公務員法に保障されているところの公務員の訴願権を剝奪し、十七万七千名余の首を切り、塗炭の苦しみを追ひ込んで、敢てやらねばならぬやうなところの、これが國家再建の最大にして唯一の方針だと言つておるのでございします。これは言明いたしましては、政府がしほによつて行政事務が十分に運行し得るという言明を一應信頼いたしまして、本案に賛成の意を表します。併し政府は本委員会において各委員が述べられた意見でそれは十分に御承知のことと存じますので、その意のあるところを勸告せられて、本法案施行に當つて行政の運行に苟くも支障を來さないやうにという万全の処置を講ぜられるやう強く希望いたしまして、賛成の意を表するものであります。

○中川幸平君 私は原案に賛成の意を表するものであります。過去いろいろの内閣において行政整理を政策の一端に掲げられた歴史が多いのであります。その多くは龍頭蛇尾に終つたといふのが通例である。或いは行政整理を断行されましたが、数年ならずしてそ

御承知のように、今回の行政機構は事務の徹底的簡素化を図つたとは言つておりますが、片鱗にその跡は見受け等におきまして、綱張りややり、貿易関係の爲替管理にしましても、大蔵省、通商産業省の間に権限の争いがあり、

は僅か七百四十五人で、皆過重労働の結果、勢い炭田輸入の業務の疎漏を來している現状でございます。これに所

こういつたいわゆる一方的なる行政整理には断乎反対をするものでござい

す。その多くは龍頭蛇尾に終つたといふのが通例である。或いは行政整理を断行されても、数年ならずしてそ

の跡形もないという実例であつたという例が多いのであります。現内閣は政策の一端として行政の簡素化、行政整理、而して國民の負担軽減に当てんという下をやつておるのであります。そこにおいて各省廳の責任において幾割かの人員を整理し、各省廳の定員をそこに決めまして、而してその実現の後、その枠内においての事務の澁滞を洞察して、或いは配置轉換、その他の方法によつて國政の完備を期したいというこの定員法に對しまして、賛成の意を表する次第であります。

○藤森眞治君 私は民主党を代表いたしまして修正意見を述べたいと思ひます。本案の附則のうち、5から10に亘ります間における苦情処理を否定してある事項、並に11の終りに「政令で定める」と書いてありますのを、これを「法律で定める。」と、こういうふうに修正したいという修正意見を申し上げます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○藤森眞治君 それでは只今の私の言葉を少し訂正いたします。そういう修正意見を持つておるといふことに御了承願ひたいと思ひます。そういう強い修正意見を持つておりますが、今日の事情に鑑みまして本案に賛成いたします。

○カニエ邦彦君 議事進行に關して……只今、これは私は別にこのことを取上げてどうこうというわけではございませんが、肝腎のこの退職金の決定が、政府の原案は、これは聞かし

て頂きましたが、何ら決定してないということを今本多國務大臣から承わりましたから、それだけ、そういうことであるという事実だけを速記に留めて置いて頂いたらいいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) では行政機關職員定員法につきまして、討論は盡きたものと認めまして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。つきましては、これから本案の採決をいたします。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて本案は可決せられました。例によりまして報告書に御署名を願ひます。

多数意見者署名

城 義臣 一松 政二
中川 幸平 藤森 眞治
佐々木鹿藏 岩本 月洲
新谷寅三郎 鈴木 直人
○委員長(河井彌八君) それではこれを以て散会いたします。誠に連日御苦勞でありました。

午後二時一分散会
出席者は左の通り。

委員

河井 彌八君
カニエ 邦彦君
中川 幸平君
藤森 眞治君
河崎 ナツ君
城 義臣君
一松 政二君

理事

佐々木鹿藏君
岩本 月洲君
下條 康麿君
新谷寅三郎君
鈴木 直人君
堀 眞琴君
三好 始君

國務大臣

本多 市郎君

昭和二十四年六月二十二日印刷

昭和二十四年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局